

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日休む、  
の翌日)

## 目次

◇告 示 鶏等の移入の禁止(畜産課)

土地改良区の役員の就退任(農村整備課)

土地改良事業の認可(二件) (〃)

地域森林計画の決定(林務課)

地域森林計画の変更(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇選挙告示 選挙管理委員会の招集

◇人委規則 職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇公 告 職業能力開発促進法による技能検定の実施(労政訓練課)

二級建築士試験等の実施(建築課)

## 告 示

鳥取県告示第八十五号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鹿児島県鹿児島市吉野町の区域

〃 川内市 〃

〃 伊佐郡菱刈町 〃

熊本県阿蘇郡白水村 〃

鳥取県告示第八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北村弓河内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 露木秀実 八頭郡河原町大字弓河内二七四

竹内茂美 ” ” 二四六

森田利男 大字北村六八

露木市雄 大字弓河内二五二

山口弘次 大字北村七三一―一

上田哲雄 ” ” 二〇一

中泰男 ” ” 一九〇

北村道之 ” ” 二〇三

竹内輝男 大字弓河内一六四

露木範章 ” ” 一四七

有田操 大字北村三一七

谷口健太郎 ” ” 八五

森田豊 ” ” 二〇八

窪田一夫 大字弓河内三一九

山口幸雄 大字北村二四八

中島房雄 八頭郡河原町大字北村三三二

中塚益雄 大字弓河内一九一

昭和六十二年七月十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 露木秀実 八頭郡河原町大字弓河内二七四

竹内茂美 ” ” 二四六

森田利男 大字北村六八

露木市雄 大字弓河内二五二

山口弘次 大字北村七三一―一

上田哲雄 ” ” 二〇一

中田泰男 ” ” 一九〇

北村道之 ” ” 二〇三

竹内輝男 大字弓河内一六四

露木範章 ” ” 一四七

谷口健太郎 大字北村八五

森田豊 ” ” 二〇八

窪田一夫 大字弓河内三一九

山口幸雄 大字北村二四八

中島房雄 ” ” 三三二

窪田春宗 八頭郡河原町大字弓河内二八八

森田史郎 大字北村三三八

昭和六十二年七月十八日就任 任期四年

鳥取県告示第百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（構造政策推進モデル集落整備事業鳥取地区農道整備）を平成三年二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十八号

竹内茂美 " " " " 二四六  
 森田利男 " " " " 大字北村六八  
 " " " " 弓河内二五二

鳥取県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業本町五丁目地区区画整理）を平成三年二月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、八頭森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
  - 1 八頭地域森林計画書
  - 2 八頭地域森林計画図
- 二 縦覧に供する期間  
平成三年三月一日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所

平成三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県農林水産部林務課及び鳥取県八頭地方農林振興局  
 四 意見の申立て  
 この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
  - 鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区
- 二 縦覧に供する期間  
平成三年三月一日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取県農林水産部林務課及び一に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十月一日 鳥取県指令受米土維第五百四十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市和田町字荒山

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市大篠津町六九〇―一五

有限会社金田ブロック工業

代表取締役 金田孝成

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

平成三年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三年三月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一日時 平成三年三月二日（土）午前十時

二 場所 東伯郡羽合町大字久留一九―一 羽合町中央公民館

三 議題 羽合町長選挙に係る審査申立てについて

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第一号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二に備考として次のように加える。

備考 旅費請求書を電子計算機により作成する場合においては、様式第二号から様式第九号までの各様式に代えて人事委員会が別に定める様式によることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成3年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

平成3年3月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

金属プレス加工、鉄工、タイヤ張り、内装仕上げ施工、防水施工、サ

鳥取県人事委員会規則第一号

ック施工、表装、塗装、産業洗浄、紳士服製造、布はく縫製、プラスチック成形、機械加工、電気めっき、建設機械整備、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、造園、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、版下製作、製版、石材施工、熱絶縁施工、建築板金、工場板金、とび、左官、ブロック建築、畳製作、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ及びフラワー装飾

2 検定の等級

1の職種のうち、産業洗浄、路面標示施工及び塗料調色については等級を区分しないで、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成3年6月14日（金）から同年9月8日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

ウ 実施試験問題の公表

実技試験問題は、平成3年6月6日（木）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成3年6月6日（木）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

検 定 職 種	実 施 期 日
金属プレス加工、鉄工、タイル張り、内装仕上げ施工、防水施工、サッシ施工、表装、塗装、産業洗浄、紳士服製造、布はく縫製及びプラスチック成形	平成3年8月25日(日)
機械加工、電気めっき、建設機械整備、電子機器組立て、婦人子供服製造、家具製作、建具製作及び印刷	平成3年9月1日(日)
造園、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、版下製作、製版、石材施工、熱絶縁施工、建築板金、工場板金、とび、左官、ブロック建築、畳製作、路面標示施工、塗料調色、広告美術仕上げ及びフラワー装飾	平成3年9月8日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159久本ビル 5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成3年4月1日(月)から同月12日(金)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、62円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
金属プレス加工	10,500円
鉄工	10,500円
タイル張り	10,500円
内装仕上げ施工	12,500円
防水施工	12,500円
サッシ施工	12,500円
表装	12,500円
塗装	10,500円
産業洗浄	12,500円

鳥取市富安二丁目159久本ビル5階  
鳥取県職業能力開発協会

紳士服製造	10,500円
布はく縫製	12,500円
プラスチック成形	12,500円
機械加工	12,500円
電気めっき	12,500円
建設機械整備	10,500円
電子機器組立て	12,500円
婦人子供服製造	9,000円
家具製作	12,500円
建具製作	12,500円
印刷	12,500円
造園	11,500円
放電加工	12,500円
仕上げ	12,500円
電気機器組立て	12,500円
鉄道車両製造・整備	12,500円
版下製作	9,500円
製版	12,500円
石材施工	12,500円
熱絶縁施工	12,500円
建築板金	12,500円
工場板金	12,500円
とび	11,500円
左官	10,500円

塗装 10,500円  
産業洗浄 12,500円

プロック建築	10,500円
畳製作	12,500円
路面標示施工	12,500円
塗料調色	10,500円
広告美術仕上げ	12,500円
フラワー装飾	12,500円
1 学科試験の受検手数料 2,300円	
(2) 納付方法	
(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。	
(3) その他	
受検申請書を受けた後は、申請を取消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。	
7 合格者の発表等	
(1) 合格通知	
実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成3年10月4日(金)に書面で通知する。	
(2) 技能検定合格者の氏名は、平成3年10月4日(金)の鳥取県公報で公示する。	
8 その他	
技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政訓練課(電話0857-26-7222)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-8494)	

に問合せること。

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成3年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成3年3月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験

平成3年7月7日（日） 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成3年9月15日（日） 午前11時30分から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

(2) 設計製図の試験

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

3 試験申込手続

(1) 受付期間及び受付場所

平成3年4月15日（月）から同月19日（金）まで

鳥取市東町一丁目271 社団法人鳥取県建築士会事務局

平成3年4月15日（月）及び同月16日（火）

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

(2) 受付時間

午前10時から午後4時まで

(3) 受付申込方法

受験申込書は、受付場所に直接提出すること。

4 合格者の発表

平成3年11月29日（金）頃

なお、学科の試験の合格者については、平成3年8月30日（金）頃発表する。

5 その他

詳細については、受験申込書及び受験要領を鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所及び鳥取県米子土木事務所並びに社団法人鳥取県建築士会において、平成3年4月8日（月）から配布するので参照すること。

に基つき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出が  
あつたので、同区域の見直しを予定する。

鳥取県  
発行  
日及び  
（所）  
（日）